

金融サービス仲介業に関する報告書

令和7年11月10日から
令和8年3月31日まで

令和8年6月30日提出

郵便番号 135-0061

主たる営業所又は

事務所の所在地 東京都江東区豊洲三丁目2番20号

電話番号 03-6385-0900

（ふりがな）ぱーそるびじねすぷろせすでざいんかぶしきがいしゃ

商号又は名称 パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社

（ふりがな）だいいょうとりしまりやく いちむら かずゆき

氏名 代表取締役 市村 和幸

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

※ 法人・個人の別 【法人】・個人

ウェブサイトのアドレス <https://www.persol-bd.co.jp>

（記載上の注意）

当該金融サービス仲介業のウェブサイトのアドレス（そのウェブ
サイトがない場合にあっては、その旨）を記載すること。

I 業務の状況（共通）

1 登録年月日及び登録番号

令和7年9月17日（関東財務局長（金サ）第21号）

2 当期の事業概要

（1）今期の重点取り組みテーマ（令和7年度）

- ①ターゲット領域への注力
- ②テクノロジー活用の加速
- ③提供価値・サービスの高度化

以下、各事業ごとの取り組み

- BP0（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）事業
 - ①金融、IT・通信、エネルギー、公共、バックオフィス
 - ②生成AI(copilot)をはじめとしたテクノロジー活用
 - ③金融サービス仲介業の開始、他事業やサービス間の連携
- CX（カスタマー・エクスペリエンス）事業
 - ①内製化領域の開拓
 - ②生成AIなどの自動化テクノロジー活用、データ分析
パーソルエスアンドアイでの新規サービス開発
 - ③センターレス、ゼロ化(全工程引受・自動化)の推進、リスクリング
- コンサルティング事業
 - ①人事戦略、人事DX戦略を支援するタレントマネジメント領域を拡大
 - ②業務とIT・AI知見を強みとしたDX戦略から実装までのサービス提供
 - ③グループ会社との連携、グローバルAIプラットフォームベンダーとの協業
- 新規事業
 - ①BPaaSモデルStepBaseの拡大、中小企業をターゲットに
 - ②自社SaaSにAIを組み込み、付加価値向上を行う
 - ③自治体連携・SaaS連携などアライアンスの構築
人とAIが共存しプロセスを遂行できるモデルを構築（AIエージェント）

（2）当期の金融サービス仲介業務

- 受託していたauじぶん銀行の仮審査受付業務に精査業務（コール不備連絡など）
追加し、令和7年11月より北九州市小倉にて金融サービス仲介業務を開始。
業務概要：住宅ローン仮審査受付（受付・採番、担保評価、回答書メール・郵送）
精査業務（内容確認、コール不備連絡・申込内容確認、登録）

3 専業・兼業の別（兼業の場合は、主たる業種名）

・下記事業との兼業

BPO事業（専業）

中分類08設備工事業

中分類37通信業

中分類91職業紹介・労働者派遣業

中分類92その他の事業サービス業

4 役員及び使用人の状況（2026年2月1日現在）

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	6名	3名	18,311名	18,320名
うち保険媒介を行う者	0名	0名	0名	0名
うち外務員	0名	0名	0名	0名

5 営業所又は事務所の状況

名称	所在地	保険媒介を行う者	外務員	備考
小倉センター	福岡県北九州市小倉北区 浅野3-1-6 2階	0名	0名	
新川事業所	東京都中央区新川1丁目28 番38号 東京ダイヤビル ディング1号館	0	0	auじぶん銀行内
田町本社	東京都港区芝浦三丁目4番 1号 グランパークタワー	0	0	
本店	東京都江東区豊洲三丁目2 番20号	0	0	
計 4 店		計 0 名	計 0 名	

6 苦情の発生件数（直近3期分）（単位：件）

業種の種別	前々期	前期	当期
預金等媒介業務	-	-	0
保険媒介業務	-	-	-
有価証券等仲介業務	-	-	-
貸金業貸付媒介業務	-	-	-
合計	-	-	0

7 苦情処理及び紛争解決の状況

当社は、紛争解決措置として、日本金融サービス仲介業協会が正会員と顧客との間の紛争の解決のために協定を締結している東京三弁護士会「紛争解決センター・仲裁センター」のあっせん手続きを利用します。 ■東京弁護士会紛争解決センター ■第一東京弁護士会仲裁センター ■第二東京弁護士会仲裁センター ・現在まで外部の紛争解決機関の利用はありません。
--

8 翌事業年度の改定日までに供託すべき保証金の額（単位：十万円）

手数料等	翌事業年度保証金
423	21

9 相手方金融機関の数

業務の種別		相手方金融機関	
			うち委託を受けている数
預金等媒介業務		auじぶん銀行	1
保険媒介業務	生命保険会社等	—	—
	損害保険会社等	—	—
	少額短期保険業者	—	—
有価証券等仲介業務		—	—
貸金業貸付媒介業務		—	—
合計		1	1

10 従業者に対する研修の実施状況

研修名：金融サービス仲介業 研修プログラム

- ・金融サービス仲介業について
- ・銀行業を取り巻く法律やガイドライン
- ・個人情報保護法
- ・銀行事務の基本
- ・確認テスト（項目ごと）

対象者：リーダー・メンバー全員受講
プロジェクト着任時に受講

実施日：リーダー 10/23、11/11、12/1、12/15、1/6、3/6
メンバー 11/11、12/2、12/16、1/6、2/3、3/2、3/16、3/18

(記載上の注意)

1 「1 登録年月日及び登録番号」

当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2 「4 役員及び使用人の状況」

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の場合の代表者は、「役員」欄に記載すること。

また、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数が20名以下である場合には、その数を欄外に注記すること。

3 「5 営業所又は事務所の状況」

営業所又は事務所の状況を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

4 「7 苦情処理及び紛争解決の状況」

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

5 「8 翌事業年度の改定日までに供託すべき保証金の額」

手数料等とは、一事業年度において金融サービス仲介業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額をいう。以下この様式において同じ。

6 「9 相手方金融機関の数」

イ 相手方金融機関とは、当期において金融サービス仲介業務により顧客の契約締結の媒介（約定に至らなかったものを含む。）を行った相手方金融機関をいう。ただし、委託を受けている金融機関については、当期において契約締結の媒介を行ったか否かにかかわらず含めること。以下この様式において同じ。

ロ 保険媒介業務における保険会社とは、以下のものをいう。

(1) 「生命保険会社等」とは、法第11条第3項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、生命保険会社又は外国生命保険会社等をいう。

(2) 「損害保険会社等」とは、法第11条第3項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、損害保険会社又は外国損害保険会社等をいう。

(3) 「少額短期保険業者」とは、法第11条第3項第3号に規定する少額短期保険業者をいう。

7 「10 従業者に対する研修の実施状況」

イ 業務の種別ごとに、研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。

ロ 金融サービス仲介業者が実施した研修について記載することとし、金融サービス仲介業協会が実施した研修は除くこと。

8 法第13条第1項の登録申請書又は法第16条第3項第1号の規定若しくは第19条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。

Ⅱ 業務の状況（業務の種別ごと）

〔預金等媒介業務〕

1 預金関係 (単位：件)

相手方金融機関名	流動性預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)
	うち外貨預金等	うち当座預金	うち外貨預金等		
媒介件数	媒介件数	媒介件数	媒介件数	媒介件数	媒介件数
—	—	—	—	—	—
合計					

(記載上の注意)

- 「媒介件数」欄は、法第11条第2項第1号に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数を相手方金融機関ごとに記載すること。
- 「うち外貨預金等」欄の外貨預金等は、第4条に規定する外貨預金等のうち、その引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるものに限る。

2 貸付関係 (単位：千円、件)

相手方金融機関名	消費者向け貸付		事業者向け貸付		合計	
	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額
auじぶん銀行	2,857	8,188,400	— ()	— ()	2,857	8,188,400
			()	()		
合計	2,857	8,188,400	— ()	— ()	2,857	8,188,400

*住宅ローン仮審査の取扱いをしており契約時の金額を特定出来ない為報告できず。

(記載上の注意)

- 「媒介件数」及び「媒介額」欄は、法第11条第2項第2号に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数及び媒介額を相手方金融機関ごとに記載すること。
- 「媒介件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品（第16条第1項第1号イに規定する規格化された貸付商品をいう。）の媒介件数及び媒介額を内書すること。

3 為替取引関係 (単位：件)

相手方金融機関名	媒介件数
—	—
合計	—

(記載上の注意)

「媒介件数」欄は、法第11条第2項第3号に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数を相手方金融機関ごとに記載すること。

4 手数料等の状況

(単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		手数料等内訳（法第11条第2項各号に規定する媒介の種類別）			委託関係の有無
		相手方金融機関からの受取手数料等	第1号関係	第2号関係	第3号関係	
auじぶん銀行	42,359	42,359	0	42,359	0	有
合計	42,359	42,359	0	42,359	0	

(記載上の注意)

- 1 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 2 「手数料等」について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 3 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

〔保険媒介業務〕

1 取扱保険契約ごとの媒介の状況

(1) 生命保険関係

(単位：千円、件)

相手方金融機関名	第一分野				
	媒介件数	保険金額	保険料		手数料等
					相手方金融機関からの受取手数料等
—	—	—	—	—	
合計					

相手方金融機関名	第三分野				
	媒介件数	保険金額	保険料		手数料等
					相手方金融機関からの受取手数料等
—	—	—	—	—	
合計					

相手方金融機関名	合計				
	媒介件数	保険金額	保険料		手数料等
					相手方金融機関からの受取手数料等
—	—	—	—	—	
合計					

(記載上の注意)

「媒介件数」、「保険関係」、「保険料」及び「手数料等」欄は、法第11条第3 項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、生命保険会社又は外国生命保険会社等が保険者である保険契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数、保険金額、保険料及び手数料等を相手方金融機関ごとに記載すること。

(2) 損害保険関係

(単位：千円、件)

相手方金融機関名	第二分野				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
—	—	—	—	—	
合計					

相手方金融機関名	第三分野				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
—	—	—	—	—	
合計					

相手方金融機関名	合計				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
—	—	—	—	—	
合計					

(記載上の注意)

「媒介件数」、「保険関係」、「保険料」及び「手数料等」欄は、法第11条第3項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、損害保険会社又は外国損害保険会社等が保険者である保険契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数、保険金額、保険料及び手数料等を相手方金融機関ごとに記載すること。

(3) 少額短期保険関係

(単位：千円、件)

相手方金融機関名	第一分野				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
—	—	—	—	—	
合計					

相手方金融機関名	第二分野				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
—	—	—	—	—	
合計					

相手方金融機関名	第三分野				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
—	—	—	—	—	
合計					

相手方金融機関名	合計				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
—	—	—	—	—	
合計					

(記載上の注意)

「媒介件数」、「保険金額」、「保険料」及び「手数料等」欄は、法第11条第3項第3号に規定する少額短期保険業者が保険者である保険契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数、保険金額、保険料及び手数料等を相手方金融機関ごとに記載すること。

2 手数料等の状況

(単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		取扱商品数	委託関係の有無
		相手方金融機関からの受取手数料等		
—	—	—	—	—
合計				

(記載上の注意)

- 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 「手数料等」について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

3 自己契約の状況

(単位：千円)

自己契約に係る保険料の合計額	—
保険契約に係る保険料の合計額	—
自己契約比率	%

(記載上の注意)

第59条の規定により計算した金額を記載すること。

〔有価証券等仲介業務〕

1 有価証券等仲介業務に係る口座の状況

相手方金融機関名	口座数			
	前期末	当期末	増減	うち期中に媒介を行った口座数
—	—	—	—	—

(記載上の注意)

- 1 有価証券等仲介業務に係る口座数について、前期末、当期末、期中増減、期中に有価証券等仲介業務として媒介を行った口座数を記載すること。
- 2 「うち期中に媒介を行った口座数」欄には、約定に至ったか否かに関わらず、期中に有価証券等仲介業務を通じて注文を発注した顧客数を記載することとする。

2 手数料等の状況

(単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		手数料等内訳（法第11条第4項各号に規定する媒介の種類別）				委託関係の有無
		相手方金融機関からの受取手数料等	第1号関係	第2号関係	第3号関係	第4号関係	
—	—	—	—	—	—	—	—
合計							

(記載上の注意)

- 1 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 2 「手数料等」について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 3 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

〔貸金業貸付媒介業務〕

1 資金の貸付に係る契約の締結の媒介の状況 (単位：千円、件)

相手方金融機関名	消費者向け貸付		事業者向け貸付		合計	
	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額
—	—	—	—	—	—	—
合計						

(記載上の注意)

- 「媒介件数」及び「媒介額」欄は、法第11条第5項に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数及び媒介額を相手方金融機関ごとに記載すること。
- 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

2 手数料等の状況 (単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		手数料等内訳（貸付の対象者別）		委託関係の有無
		相手方金融機関からの受取手数料等	消費者向け貸付	事業者向け貸付	
—	—	—	—	—	—
合計					

(記載上の注意)

- 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 「手数料等」欄について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

Ⅲ 経理の状況

【第51期（令和8年3月期）決算資料】

決算書リンク：[第51期（令和8年3月期）決算資料](#)

1 貸借対照表

年 月 日現在

（単位：千円）

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
流動資産			流動負債		
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
その他			未払法人税等		
貸倒引当金	△	△	その他		
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			その他		
器具・備品			負債の部合計		
土地			純資産の部		
その他			資本金		
無形固定資産			資本剰余金		
投資等			利益剰余金		
投資有価証券			自己株式	△	△
長期差入保証金			株主資本合計		
その他			評価・換算差額等		
貸倒引当金	△	△	新株予約権		
繰延資産			純資産の部合計		
資産の部合計			負債・純資産の部合計		

（記載上の注意）

- 金融サービス仲介業に関するもののみを作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。
- 本表は有価証券報告書その他の財産状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
- 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

2 損益計算書

自 年 月 日
至 年 月 日 (単位：千円)

科目	金額	
	当期	前期
営業収益		
手数料等		
営業収益計		
営業費用		
人件費		
不動産関係費		
租税公課		
通信交通費		
調査研究費		
広告宣伝費		
その他		
営業費用計		
営業損益		
営業外収益		
受取利息		
有価証券等取引益		
その他		
営業外収益計		
営業外費用		
経常損益		
特別損益		
税引前当期純利益 （又は税引前当期純損失）		
法人税等充当額		
当期純利益 （又は当期純損失）		

(記載上の注意)

- 1 金融サービス仲介業に関するもののみを作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。
- 2 本表は有価証券報告書その他の損益状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
- 3 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。